日本リウマチ看護学会　会則

第 1 章　名称

第 1 条　本会は、日本リウマチ看護学会（Japan Society for Rheumatology Nursing）と称する。

第 2 条　本会の事務局は、別に定める。

第 2 章　目的および事業

第 3 条　本会は、リウマチ看護の知の体系化、リウマチ看護の教育、研究、社会貢献、政策提言を行うことを目的とする。

第 4 条　本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

一. リウマチ看護に関する教育および研究を行う。

二. 学術集会を開催する。

三. 学会誌を発行する。

四. リウマチ看護に携わる看護職や多職種とのネットワークを普及させる。

五. 国内または海外の関連学会や研究機関と連携する。

六. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う

第 3 章　会員

第 5 条　本会の会員は、次の通りとする。

一. 正会員

二. 賛助会員

三. 名誉会員

第 6 条　正会員とは、本会の目的に賛同し、リウマチ医療に関する研究・教育・実践に携わっている者で、理事会の承認を得た者をいう。

第 7 条　賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人または団体で理事会の承認を得た者をいう。名誉会員は、看護学の発展に多大の寄与をした者の中から、理事会及び総会の承認を得たものとする。

2. 名誉会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3. 第 1 項の承認について、理事長は、学会総会に報告しなければならない。

第 8 条　本会に入会を希望する者は、入会申込書を本会事務局に提出するものとする。

第 9 条　本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 10 条　会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

2. 退会

1）退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない

3. 会費の滞納（2 年間）

4. 死亡または失踪宣言

5. 除名

1）本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、理事会の議を経て理事長が除名することができる。

第 4 章　役員

第 11 条　本会に役員を置く。

一. 理事長　1 名

二. 副理事長　2 名

三. 理事 10 名前後

（理事長が指名した理事若干名を含む）

四. 監事　2 名

第 12 条　理事長は、理事会で理事の中から互選により選出し、総会の承認を受ける。

2. 副理事長は、理事長が指名する。

3. 理事および監事は、会員の中から選出し、総会の承認を受ける。

第 13 条　役員は、次の職務を行う。

2. 理事長は、本会を代表して会務を統括する。

3. 副理事長は、理事を補佐し、理事長に事故があるときはこれを代行する。

4. 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

5. 監事は、本会の会計および資産を監査する。

第 14 条　役員の任期は 3 年とし、再選を妨げない。但し、理事長の任期は最長 3 期までとする。

第 5 章　会議

第 15 条　本会に次の会議を置く。

2. 理事会

3. 総会

第 16 条　理事会は理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事会は、年 1 回開催する。

3. 理事会は理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

4. 理事会は、総会および本会の運営、基本方針、その他の重要事項について協議を行う。

第 17 条　総会は毎年理事長が招集する。ただし、正会員の 3 分の 1 以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めた時は、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

2. 総会は、会員の 10 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第 18 条　総会は、この会則に定める事項の他、次の事項を議決する。

2. 事業計画および収支予算

3. 事業報告および収支決算

4. その他理事会が必要と認めた事項

第 19 条　総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 6 章　学術集会

第 20 条　学術集会は年 1 回開催する。

第 21 条　学術集会会長は理事会の推薦による。

2. 学術集会長は学術集会を主宰する。

第 7 章　会誌

第 22 条　本会は年 1 回会誌を発行する。

2. 会誌の編集および発行を行うために編集委員会を置く。
3. 編集委員会は理事会で推薦された理事、会員等 10 名程度の委員をもって組織する。
4. 編集委員会の委員長は理事の中から選出する。

第 8 章　会計

第 23 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章　会則の変更

第 24 条　本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

2. 前項の承認は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 10 章　雑則

第 25 条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附則　この会則は 2019 年 7 月 27 日から施行する。

この会則の改正は 2023 年 2 月 22 日から施行する。

この会則の改正は 2023 年 6 月 4 日から施行する。

この会則の改正は 2026 年 6 月 20 日から施行する。

日本リウマチ看護学会　設立時の役員

	所属	氏名
理事長	兵庫医療大学看護学部　教授	神崎初美
副理事長	帝京科学大学医療科学学部看護学科　教授	泉キヨ子
副理事長	神戸大学大学院保健学研究科　准教授	三浦靖史
理事	兵庫医科大学医学部　教授	松井　聖
理事	兵庫医療大学看護学部　教授	西村明子
理事	順天堂大学医療看護学部　教授	青木きよ子
理事	名古屋医療センター看護助産学校	粥川由佳
理事	杏林大学医学部付属病院　看護師	松田真紀子
指名理事	兵庫医療大学看護学部　講師	井上満代
指名理事	兵庫医療大学看護学部　講師	立垣祐子
監事	東京医科大学客員教員	松本美富士
監事	甲南女子大学看護リハビリテーション学部　教授	牧本清子